



2022年2月14日

各位

会社名	株式会社クボタ
本社所在地	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
代表者名	代表取締役社長 北尾裕一
コード番号	6326
上場取引所	東証第1部
問合せ先	秘書広報部長 習田勝之
TEL	(大阪)06-6648-2389 (東京)03-3245-3052

役員に対する業績連動型株式報酬制度（RS 信託）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2022年3月18日開催予定の第132回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

今般、当社は長期ビジョン「GMB2030」を打ち出し、クボタらしい ESG 経営を中核に据えた事業運営や、グローバルな視点での企業価値の一層の向上に向けて大きく転換を図っております。そこで、これらの取り組みを通じた毎期の業績目標の達成や中長期的な企業価値の向上を取締役に強く動機づけ、加速させること等を目的として、取締役報酬制度を見直すことといたしました。

現在、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「年次賞与」および「譲渡制限付株式報酬」により構成されておりますが、「譲渡制限付株式報酬」の新規付与を取りやめ、新たに本制度による株式報酬を導入することといたします。

（なお、本制度以外の取締役報酬制度については、本日別途「役員報酬制度の改定に関するお知らせ」を開示しておりますので、そちらをご参照ください。）

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、および、取締役に交付する株式に退任（当社の取締役、執行役員いずれの地位でもなくなることをいうもの）といたします。以下も同様です。）までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「年次賞与」および本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

本制度の導入は、本株主総会における本制度の導入に関する議案の承認可決を条件といたします。

なお、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「委任型執行役員」といいます。）に対しても、取締役に對するものと同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。この場合、委任型執行役員も、当社取締役と同様に、下記2.（1）記載の本信託の受益者となります。また、当社は、委任型執行役員に対して交付するための株式取得資金につきましても併せて信託いたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が設定し金銭を拠出する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3.のとおり、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより退任までの譲渡制限を付すものとしたします。）という株式報酬制度です。

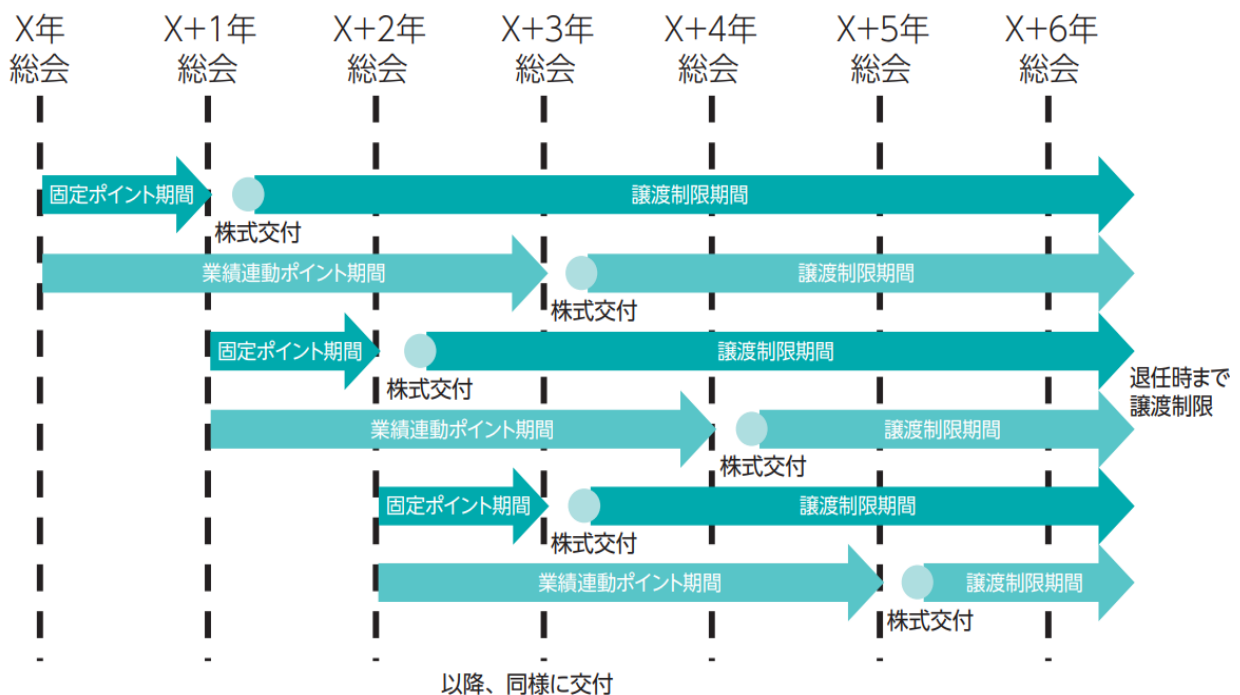
本制度に基づき付与するポイントは固定ポイントおよび業績連動ポイントの2種類です。

固定ポイントは、2022年以降の各年の当社の定時株主総会日の翌日を開始日、その翌年の当社の定時株主総会日を終了日とする1年間の各期間（ただし、初回については2022年3月19日から2023年の当社の定時株主総会日までの期間。以下、「固定ポイント期間」といいます。）を対象として、当該期間における役位や在任期間等に応じて付与されるポイントであり、原則として、各固定ポイント期間終了の都度、付与され、それに相当する数の当社株式が本信託から各取締役へ交付されます。

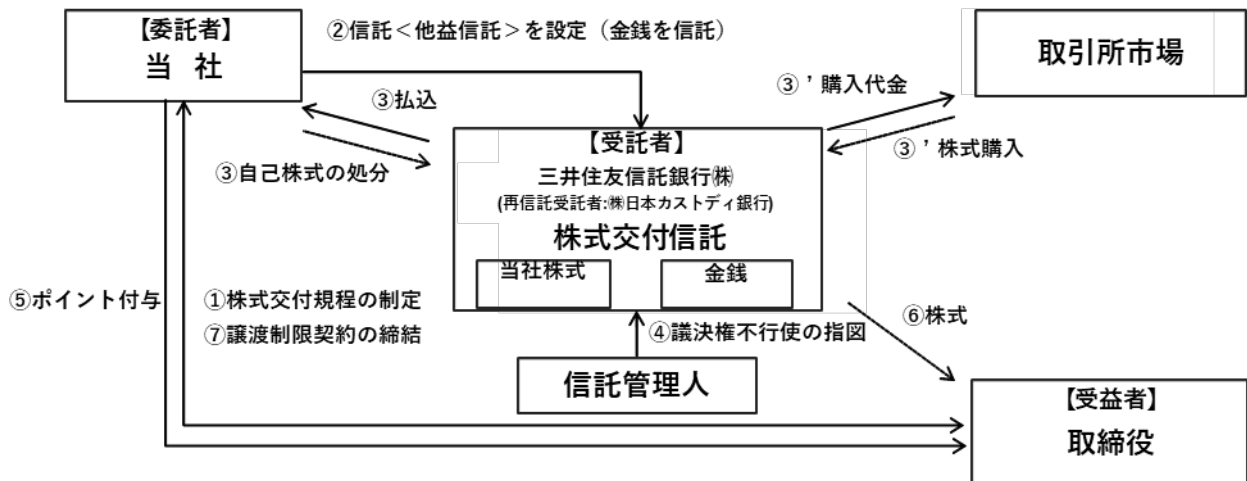
業績連動ポイントは、2022年以降の各年の当社の定時株主総会日の翌日を開始日、その3年後の当社の定時株主総会日を終了日とする3年間の各期間（ただし、初回については2022年3月19日から2025年の当社の定時株主総会日までの期間。以下、「業績連動ポイント期間」といいます。）を対象として、当該期間における役位、在任期間、当該期間開始日の直前に開始する事業年度から当該期間終了日の直前に終了する事業年度までの連続する3事業年度の業績等に応じて付与されるポイントであり、原則として、各業績連動ポイント期間終了の都度、付与され、それに相当する数の当社株式が本信託から各取締役へ交付されます。

ただし、固定ポイント期間又は業績連動ポイント期間中に(i)退任する場合や(ii)日本国の居住者でなくなることが見込まれることとなった場合には、当該固定ポイント期間又は当該業績連動ポイント期間終了時点より前に、各期間中の役位、在任期間等に応じて各ポイントを付与することがあります。

<各ポイント期間と譲渡制限期間のイメージ>



<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定いたします。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定いたします（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内といたします。）を信託いたします。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得いたします（自己株式の処分を受ける方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者といたします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないことといたします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件（下記⑦の譲渡制限契約の締結を含みます。）を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付される当社株式について、当社と当該取締役との間で、交付日から退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結いたします。当社は当該取締役の退任時に、交付した譲渡制限付株式の譲渡制限を解除いたします（譲渡制限が解除されなかった株式については、当社が無償取得いたします）。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）いたします。

(2) 信託の設定

本株主総会で本制度の導入に関する議案についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）いたします。

(3) 信託期間

信託期間は、2022年5月（予定）から2027年5月（予定）までの約5年間といたします。

ただし、下記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社が本制度に基づき取締役へ交付するために必要な当社株式の取得資金として拠出する金銭の上限は、一の固定ポイント期間に対して付与する固定ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金分として1億6,000万円、一の業績連動ポイント期間に対して付与する業績連動ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金分として7億4,000万円といたします。

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、上記の上限金額の範囲内の金額の金銭を取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。なお、当初は、三の固定ポイント期間および三の業績連動ポイント期間を設定し、これらの期間に対して付与が見込まれる各ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金を信託する予定です。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得いたします。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり委任型執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき委任型執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託いたします。

なお、当社の取締役会の決定により、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役へ交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、上記の上限金額の範囲内の金額の金銭を本信託に追加拠出し、下記（6）のポイント付与および当社株式の交付を継続いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（4）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の数の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位や在任期間等に応じた固定ポイント、並びに役位、在任期間および業績連動ポイント期間開始日の直前に開始する事業年度から業績連動ポイント期間終了日の直前に終了する事業年度までの連続する3事業年度における業績目標の達成度等に応じた業

績連動ポイントを付与いたします。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、一の固定ポイント期間に対して140,000ポイント、一の業績連動ポイント期間に対して630,000ポイントを上限といたします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株といたします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の各固定ポイント期間および各業績連動ポイント期間の終了後、各ポイント付与の都度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式および金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(6)③の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものいたします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものいたします。）。

ただし、株式交付時点において取締役が既に退任している場合や日本国の居住者でなくなることが見込まれる場合には、本譲渡制限契約を締結せずに、譲渡制限を付さない当社株式を交付することがあります。また、この場合には、上記2.(6)②の数の当社株式のうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

- ① 取締役は、当社株式の交付を受けた日から退任する日までの間、交付を受けた当社株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の非違行為等があった場合や下記③の(i)又は(ii)以外の事由により退任した場合には、当社が当該株式を無償で取得すること
- ③ その退任が(i)正当な理由による退任又は当社がやむを得ないと認めた事由によるもの、又は(ii)死亡による退任、のいずれかであることを条件として、退任時に譲渡制限を解除すること
- ④ 上記①および③にかかわらず、(i)退任前に日本国の居住者でなくなることが見込まれる場合、又は(ii)当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認されて効力を生じることとなる場合には、本譲渡制限契約の定めに従い、その時点で譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、大和証券株式会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役（および委任型執行役員）のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2022年5月（予定）
信託の期間	2022年5月～2027年5月（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以上